

埼玉大学期末試験・中間試験実施・監督に関する申合せ

〔平成 22 年 4 月 8 日〕
〔全学教育企画室〕

改正 平成 23. 4. 8 令和元. 7. 9

令和元. 11. 5 令和 5. 10. 12

期末試験・中間試験の不正行為を防止し、公正に試験が行われるよう以下のとおり試験を実施・監督等するものとする。

なお、科目の事情により別に要領等を定める場合には、この申合せの他、別に定める要領等に従うものとする。

〔不正行為防止のための注意喚起等〕

各学部・研究科支援室及び教育企画課の担当係は、下記事項を行う。

- ・ 試験室の割振りに当たっては、学生数と試験室の収容人数を考慮し、学生間の間隔が充分取れるよう試験室を割り振る。

教育企画課の担当係は、下記事項を行う。

- ・ 学生に定期試験情報を配信している Web サイトに、本申合せ別紙「埼玉大学期末試験・中間試験受験者心得」及び「不正行為を行った学生は、国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則第 9 条の規定に基づき、その学期に係る全履修科目の単位を認定しない。」旨を周知する文書を掲載する。

〔試験に際しての諸注意〕

試験監督者は、試験室に入室後速やかに下記の事項を実施する。

1. 「試験科目名」、「試験開始及び終了時刻」、「注意事項等」を学生に伝える。
2. 「試験中は試験監督者の指示に従うこと。試験監督者の指示に従わない場合は、不正行為とみなす。」「不正行為を行った学生は、国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則第 9 条の規定に基づき、その学期に係る全履修科目の単位を認定しない。」旨を告げる。
3. 机の上に学生証を提示させる。学生証を所持していない場合は、直ちに当該学生の所属学部・研究科の学部係等に行き、「仮学生証」を発行してもらうよう指示する。試験開始時間が迫っている場合は、本人であることを身分証明書等により確認し、試験を受験させ、試験終了後速やかに仮学生証を発行し、試験監督者に提示するよう指示する。
4. 机の上に置くことができる物について指示する。机の上に置くことができる物は原則として、学生証（仮学生証を含む。）、筆記用具（筆箱等から出させること。）、

時計（辞書・電卓等の機能があるもの、それらの機能の有無が判別しづらいもの、キッチンタイマー等の時計以外の機能があるもので、試験監督者が不適切と判断するものは不可。）、その他試験の内容に応じて試験監督者・授業担当教員が許可した物とする。それ以外の物は鞆等に収納させる。なお、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末（腕時計型、眼鏡型、イヤホン型等のあらゆるものを含む。）等を時計として使用することは認めない。これらについては試験開始前に必ず電源を切り、鞆等に入れるよう指示する。

①鞆等は、不正行為を防止し、試験監督者の巡視を妨げないようにするため、椅子の下等に置かせる（机や椅子の上、通路には置かせない）。

②試験開始前に机の中に何も無いことを確認させる。所有者のわからない物があつた場合には、試験監督者が回収し、試験終了後当該教室を管理している事務室に届ける。試験開始後、机の中に受験者本人の所有物が入っていた場合には、不正行為とみなすことを学生に伝える。

③筆記用具、時計、その他の机の上に置くことを許可された物であっても、試験中の学生間の相互貸借及び譲渡は許可せず、試験中の相互貸借及び譲渡が発覚した場合、関わった者全員を不正行為とみなすことを伝える。

5. 遅刻は、原則として試験開始後 20 分まで認め、退室は試験開始 30 分後まで認めない。ただし、試験科目の内容、試験の形態又は試験時間などの条件により、試験監督者の責任において適宜取り扱うことを認める。この場合は試験開始前に学生に伝える。また、学生の入室、退室に際しては、不正行為等が行われないよう適切に対応する。

〔不正行為の取扱い〕

試験監督者は、試験室内の巡視を十分に行い、不正行為を未然に防止するよう留意するとともに、不審な行為（他の答案を覗くなど物的証拠の確認が困難な行為等）及び物的証拠により不正行為を確認した場合は、下記のとおり対応する。

1. 不審な行為を確認した場合、行為者に注意を与える。注意を与えても不審な行為を止めないときは、不正行為とみなす旨を告げる。
2. 物的証拠により不正行為が確認できた場合、行為者に不正行為である旨を告げる。
3. 不正行為告知後、直ちに学生証を確認し、学籍番号、氏名を控えたうえで問題用紙及び答案用紙等を回収する。
4. 試験終了後、当該行為者に対して不正行為の事実を確認のうえ報告書を作成し、回収した答案用紙等とともに授業開講部局の長に提出する。

埼玉大学期末試験・中間試験受験者心得

期末試験・中間試験の受験にあたっては、公正な試験が行われるように以下の点に留意すること。

なお、試験に不正行為のあった者（当該受験者に限らず不正行為に関わったと認められる者を含む。）は、「国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則」第9条の規定に基づき、その学期に係る全履修科目の単位を認定しない。

1. 試験中は試験監督者の指示に従うこと。試験監督者の指示に従わない場合は、不正行為とみなす。
2. 可能な限り試験開始5分前までに試験室に入り、試験監督者より試験科目名、試験時間並びに終了時刻及び注意事項等の説明を受けること。
3. 机上に学生証を提示すること。学生証を所持していない者は、当該試験を受験することはできない。学生証を忘れた場合は、直ちに所属学部係等に行き、「仮学生証」を発行してもらうこと。試験開始時間が迫っている場合は、試験監督者に申し出てその指示に従うこと。
4. 机の上に置くことができる物は、学生証（仮学生証を含む。）、筆記用具（筆箱等から出すこと。）、時計（辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。）、その他机の上に置くことを許可された物のみとなる。携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末（腕時計型、眼鏡型、イヤホン型等のあらゆるものを含む。）等の電子機器類は、試験開始前に必ず電源を切り、鞆の中等に入れること。なお、これらを時計として使用することも認めない。その他以下の事項に留意すること。
 - ① 鞆等は、椅子の下等に置くこと。机や椅子の上、試験監督者の妨げになる通路などに置くことは認めない。
 - ② 試験開始前に机の中に何も無いことを確認すること。所有者のわからない物があつた場合は、必ず試験開始前に試験監督者に申し出ることとし、試験開始後、机の中に受験者本人の所有物が入っていた場合は、不正行為とみなす。
 - ③ 筆記用具、時計、その他の机の上に置くことを許可された物であっても、試験中は学生間の相互貸借及び譲渡をしてはならない。試験中の相互貸借及び譲渡が発覚した場合、関わった者全員が不正行為を行ったとみなす。
5. 遅刻は、原則として試験開始後20分まで認め、退室は試験開始30分後まで認めない。ただし、試験科目によっては、遅刻限度及び退出許可の時間が異なる場合がある。その場合、試験監督より指示があるので、当該指示によること。
6. 期末試験・中間試験に関することで不明な点は、事前に授業担当教員又は、所属学部係等へ確認しておくこと。